船舶事故調査報告書

令和３年７月２８日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	令和２年８月１４日　１３時００分ごろ
発生場所	滋賀県大津市北比良（きたひら）東方沖（琵琶湖西部） 男松（おとこまつ）三等三角点から真方位２２０°　５３０ｍ付近 （概位　北緯３５°　１３．５′　東経１３５°　５７．６′）
事故の概要	水上オートバイ８は、帰航中、また、水上オートバイウルトラ２５０Xは、浮体をえい航して帰航中、８と浮体とが接触し、浮体の搭乗者３人が負傷した。
事故調査の経過	令和２年８月２５日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	Ａ　水上オートバイ　８、０．２トン ２３２－３９３７８滋賀、個人所有 Ｂ　水上オートバイ　ウルトラ２５０X、０．１トン ２５３－３０６９４滋賀、個人所有
乗組員等に関する情報	Ａ　操縦者Ａ、操縦免許なし Ｂ　船長Ｂ、一級小型・特殊・特定
負傷者	Ａ　なし Ｂ　軽傷　３人（浮体の搭乗者）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気　晴れ、風向　東、風力　２、視界　良好 水象：湖上　平穏
事故の経過	Ａ船は、操縦者Ａが１人で乗り、湖岸に向けて帰航中、約２０㎞/hの対地速力で北西進していた際、操縦者Ａが、搭乗者３人を乗せたビスケット型の浮体（以下「本件浮体」という。）をえい航するＢ船が前方を右方から左方に南西進して通過するのを認めた。 操縦者Ａは、左方に通過したＢ船が左旋回を開始するのを認め、今度はＢ船が前方を左方から右方に北東進して通過すると予測し、北西進を続けたが、その後、このまま北西進を続けるとＢ船のえい航ロープに衝突すると思い、操縦ハンドルを右に切ったところ、Ｂ船が北北西方向に向かって左旋回し、本件浮体が反時計周りに振れてＡ船に接近してきたので、減速したが、本件浮体と接触した。 操縦者Ａは、特殊小型船舶操縦士免許を有する者が操縦するＡ船に同乗して遊走を繰り返した後、自身でも操縦できると思い、Ａ船に１人で乗り遊走していた。 Ｂ船は、船長Ｂが１人で乗り組み、本件浮体を約２０ｍのロープでえい航し、湖岸に向け、北西進して帰航していた。

	船長Ｂは、前方の他船を避ける目的で左転して南西進した際、左方に北西進するＡ船を認め、Ａ船の前方を通過後、Ａ船が北西進を続けていることを認めたが、Ａ船が本件浮体をえい航するＢ船に接近してくることはないと思い、再び湖岸に向く針路にしようと北北西方向に向かって約１０～１５㎞/hの対地速力で左旋回したところ、反時計周りに振れた本件浮体がＡ船と接触した。 船長Ｂは、ふだん、他船が浮体をえい航するＢ船から距離をとって航行していたので、本事故当時、Ａ船もＢ船に接近してくることはないと思っていた。 本件浮体の搭乗者３人は、救命胴衣を着用しており、本件浮体がＡ船に接触した際、身体がＡ船の船体や隣の搭乗者に当たるなどして頚椎捻挫、腰部打撲傷等を負った。
分析	Ａ船は、帰航中、操縦者Ａが、北西進していた際、本件浮体をえい航するＢ船が、前方を南西進して通過した後、左旋回を開始するのを認め、Ｂ船が前方を北東進して通過すると予測し、Ｂ船に接近を続けたことから、その後、Ｂ船が北北西方向に向かって左旋回して反時計周りに振れた本件浮体と接触し、本件浮体の搭乗者が負傷したものと考えられる。 操縦者Ａは、特殊小型船舶操縦士免許を取得していなかったことから、水上オートバイを操縦してはならなかった。 Ｂ船は、本件浮体をえい航して帰航中、船長Ｂが、他船を避ける目的で南西進してＡ船の前方を通過後、Ａ船が本件浮体をえい航するＢ船に接近してくることはないと予測し、湖岸に向く針路にしようと北北西方向に向かって左旋回を行ったことから、反時計周りに振れた本件浮体がＡ船と接触して本件浮体の搭乗者が負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、Ａ船及び本件浮体をえい航するＢ船が共に帰航中、操縦者Ａが、北西進していた際、本件浮体をえい航するＢ船が、前方を南西進して通過した後、左旋回を開始するのを認め、Ｂ船が前方を北東進して通過すると予測し、Ｂ船に接近を続け、また、船長Ｂが、他船を避ける目的で南西進してＡ船の前方を通過後、Ａ船が本件浮体をえい航しているＢ船に接近してくることはないと予測し、北北西方向に向かって左旋回を行ったため、Ａ船と反時計周りに振れた本件浮体とが接触したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船長は、浮体をえい航する船舶から十分な距離をとって航行すること。 ・浮体をえい航する船長は、接近するおそれのある他船を認めた場合、他船が自船を避けてくれると思わず、浮体をえい航している

	ことを考慮し、前広に停船したり、減速したりして他船と十分な距離をとること。 ・浮体をえい航する船舶の船長は、浮体の見張り役を同乗させることが望ましい。 ・特殊小型船舶操縦士免許を取得していない者は、水上オートバイを操縦しないこと。